

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 5 月 31 日現在

機関番号：13902

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25370006

研究課題名(和文) ジョン・ロックの所有論・刑罰論における「主体」に関する研究

研究課題名(英文) Research on the Lockean agent both in his theory of property and of punishment

研究代表者

今村 健一郎 (Imamura, Kenichiro)

愛知教育大学・教育学部・講師

研究者番号：50600110

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,400,000円

研究成果の概要(和文)：ジョン・ロックの所有論と刑罰論に共通する主体とはどのようなものかという問題意識のもと、本研究では、主に、(1) ロック所有論における身体について、(2) ロック刑罰論における犯罪と犯罪者像および刑罰の役割について、(3) ロックにおける道徳的義務の本性と根拠について、それぞれ考察を行った。本研究をつうじて、ロックの所有論・刑罰論・道徳論のそれぞれについて、その長所と短所を明確にしえたものとする。

研究成果の概要(英文)：The topic of my research is threefold. I have explored () the status of body in the Lockean property theory, () the characteristics of the crime and criminals as well as the role of punishment in the Lockean theory of punishment, () the nature and ground of morality in Locke. The underlying concern of the research is with the agent that Locke had in mind both in his theory of property and of punishment. Through the research I was able to identify the advantages and disadvantages of Locke's theory of property, punishment and morality.

研究分野：哲学

キーワード：ジョン・ロック 主体 所有 身体 犯罪 刑罰 道徳的義務

1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、2011年に著書『労働と所有の哲学 ジョン・ロックから現代へ』(昭和堂)を上梓し、その中で、『統治論』第2論文第5章の所有権正当化論を、『知性論』第2巻第21章の自由論と関連付けつつ論じた。

その中で、研究代表者は、『統治論』で好意的に描かれる「労働による所有」の主体自らの労働によって所有権を獲得し、そうすることで自らの生活を切り開いていく理性的で独立した主体と、『知性論』で理想的に描かれる自由な主体あらゆる欲求の充足を一旦保留し、その間に、自己の最大の幸福を実現するためには何を為すべきかを理性を用いて熟慮し、その熟慮の結果に従って行為する者の共通性(あるいは同一性)に気付いた。そして、『統治論』と『知性論』に共通する「主体」というものがあるのならば、その主体の姿をなるべく明確にとらえ、それを踏まえた上で、ロックの所有権正当化論の再構成を行うべきなのではないかと考えるようになった。

かくして、そのような考えに基づき、ロックにおいては、上で述べたような『統治論』と『知性論』に共通の理想的主体像をよりよく体現している者何が真に自らの幸福に資するのかを理性を用いて熟慮し、その熟慮の結果に従って労働を遂行する者こそが、所有権に値するのであり、そのことが所有権正当化の主要根拠を成しているとしたのである。

やがて研究代表者は、上記の研究をさらに推し進めることによって、『統治論』や『知性論』をはじめとするロック哲学全体に共通する人間像・主体像を描き出すことができるのではないかと考えるようになった。そして、そのような描出の作業をつうじて、ロックの所有論と刑罰論の統一的な理解を提示することを、ひとつの具体的な研究目標として構想するようになったのである。

多分野に亘るロックの哲学的業績に対しては、分野ごとに良質な先行研究が多数存在する。しかしながら、ロックの哲学は体系性に欠けており、彼の業績全体を統一的に把握することは困難であるという通念が研究者の間に存在するように思われる。顕著な例では、ケンブリッジ版『統治論』の編者ラズレットが、そのイントロダクションにおいて、ロックの著作は統一性を欠いており、それを「統合された一体のもの」と見なすことは「無意味である」と断じている。このため、『知性論』と『統治論』の統一的な理解を目指す試みは、国内外共に、意外なほど少ない(例外的に、一ノ瀬正樹『人格知識論の生成 - ジョン・ロックの瞬間』[1997年]が存在する)。上記の研究構想には、従来のごうした研究動向に対する異議申立てという意図も込められているのである。

ロック哲学を理解するに際しては、「主体」の解明こそが重要な鍵になる。そして、その

解明にあたっては、ラズレットのように『統治論』と『知性論』を互いに独立な著作と見なすよりも、ロックの著作全体を参照し、それらを統一的に捉える方が、より合理的で説得力のある解釈を提示できる。このような目論見から、研究代表者は、『統治論』と『知性論』をはじめとするロックの著作全体に共通する主体像・人間像の解明を本研究の課題として掲げることになったのである。

2. 研究の目的

本研究は、ロックの政治哲学上の主著『統治論』と、それに並ぶ理論哲学上の主著『人間知性論』の双方を参照することによって、ロック哲学全体に共通する道徳的・法的主体像(言い換えるならば、『統治論』における所有論・刑罰論や『知性論』における人格論・自由論に共通の主人公としての「主体」)を描き出すことを試みる。

『知性論』における人格論・自由論は、ロックにおける道徳的・法的主体について知る上で必要不可欠である。本研究は、ロックの所有論と刑罰論に関して、『知性論』をも積極的に参照することにより、『統治論』のみに依拠するのでは得ることができない、より合理的で説得的な解釈ないしは再構成を提示することを目指すものである。

3. 研究の方法

「2. 研究の目的」で述べたように、本研究は、ロック哲学全体に共通する道徳的・法的主体像を解明し、それによって、ロックの所有論と刑罰論に対して、合理的で説得的な解釈および再構成を与えることを目指すものである。その目的を果たすべく、本研究の遂行に際しては、以下の3つの問題に順次取り組み、その都度の研究成果を所属学会への論文投稿や学会発表をつうじて公表する。

- (1) ロックの所有論における「労働によって所有権を獲得する主体」とは、どのようなものか。
- (2) ロックの刑罰論における「刑罰を科す/科される主体」とは、どのようなものか。
- (3) ロック哲学全体共通する道徳的・法的主体とは、どのようなものか。

4. 研究成果

「3. 研究の方法」に記した(1)の問題について。先に述べたように、この問題については、著書(2011年)の中ですでに解明を試みた。本研究ではさらに、ロックに由来するとされる「自己所有権(身体所有権)」概念に関連して、所有論における「身体」について考察を行った。

労働は身体を介した外界への働きかけであるのだから、身体こそが「労働による所有」の起点となるはずである。それゆえ、ロック

のいわゆる労働所有論も、最初に「彼の身体の労働と彼の手の働きは、固有に彼のものであると言ってよい」という表現で、「労働による所有」の主体の身体と身体に対する所有権に言及するのである。次いでロックは、未だだれの所有にも帰していない外的事物に労働を加えることで、人はその事物に「自分の労働を混合し、それに自分自身のものである何かを付け加え、それによってそれを自分の所有物とする」と述べる。この箇所は多くの論者によって「労働による所有」を「身体所有権の外的事物への拡張」というアイデアによって正当化したものと解されている。

ロックの所有論をこのように解するとき、主に二つの問題が生じる。第一に、われわれの身体がわれわれの所有物であるならば、では、身体の所有はどのようにして正当化可能なかという問題が生じる。われわれの身体はわれわれの労働の結果ではない。よって身体所有権を労働によって正当化することはできない。では、身体所有権はどのようにして正当化されるのだろうか。第二に、われわれは自分の身体を所有していると同時に、われわれはまさに身体であるのではないかという問題が挙げられる。

第一の身体所有権正当化の問題について、ロック自身は明示的に答えてはいない。だが、問題そのものは後世へと引き継がれており、ヘーゲルはこの問題に「私はこの四肢を、生命を、ただ私が意志するかぎりにおいてのみ、もっている」という表現をもって答えている。しかしながら、単なる意志を正当化根拠とするヘーゲルの身体所有論は直ちには受け入れがたい。むしろ、森村進やG. A. Cohenが言うように、身体所有権は自分と自分の身体の間には密接な関係があるという事実を原因としており、その事実によって正当化されているという説明の方が自然であり説得力に勝ると思われる。

第二の問題については、ガブリエル・マルセルが『存在と所有』で主題的に考察している。マルセルによれば、われわれは「自然的な生活の傾向として、自分を自分の持つものと同視する傾きがある」。しかし、人をその所有によって特徴付けることが甚だしくなるにつれて、所有主であるその人自身の内実は貧困化していく。所有は所有主の存在を次第に蝕んでいき、かくして「存在論的なカテゴリーは消滅する傾向にある」。マルセルはこれを「私たちの所有物が私たちをむさぼり食う」と表現する。所有は存在を侵食する

この「存在の所有化」がわれわれの身体に及ぶとき、身体は道具化され、非生命化されるとマルセルは言う。

以上のマルセルの議論をつうじて、本研究は、身体の所有化は「労働による所有」の主体に対して、その主体性を侵食し消去する方向へと作用しようということを描いた。

ところで、われわれの身体を労働との関連で考えるとき、われわれは「手」という器官

の特殊性に思い至る。労働における「手」については、レヴィナスが『全体性と無限』の中で洞察に満ちた論考を提示している。レヴィナスによれば、手は、その獲得の作用によって、所有不可能な領域である環境の中に、「モノ」から成る所有可能な「世界」を描き出す。手による獲得が、所有だけでなく、所有可能性をも成就させるのであり、レヴィナスはこれをひとつの奇跡と見なしている。

以上に述べたように、所有論における身体の考察は、ロックにとどまらず、マルセルとレヴィナスの著作へも及ぶこととなった。レヴィナスの所有論については、議論の骨子を析出したにすぎず、未だ十分な研究が果たされていない。今後さらなる研究を遂行していきたい。

「3. 研究の方法」に記した(2)の問題について。この問題に関しては、ロックにおける犯罪と犯罪者像、そして、それに対応する刑罰の役割について、広く考察した。

ロックによれば、犯罪とは人類共通の自然法に対する侵害であり、ロックが念頭に置く犯罪とは、殺人や強盗のような他者の生命を脅かす重大な犯罪である、それはまた、人類に対する戦争の宣言である。それゆえ、犯罪者は人類に対して戦争を仕掛ける敵ないし危険な害獣と見なされる。このようなロックの犯罪観・犯罪者観からは、危険な犯罪者を社会から排除するために彼を死刑に処することを許す刑罰論が導かれることとなる。

しかしながら、市民社会の中で日常的に発生する犯罪の大半は、他者の財産の窃取であって、他者の生命に危害を及ぼす行為ではない。それゆえ、そのような犯罪に及ぶ者を人類の敵ないし危険な害獣に譬えるのは決して適切とは思えない。加えて、ロックは犯罪を自然法に対する侵害であると言うのだが、それ以上の詳細な議論を明示的に展開しているわけではない。このように、ロックの刑罰論は、一見したところ、数々の難点を抱えた議論であるように思われる。

だが、ロックにとって第一の関心事は、犯罪によって生じた損害の賠償であるということに気づくならば、ロック刑罰論に対する疑念、ロックは犯罪や犯罪者の危険性を過度に強調しているように思える、は払拭される。ロックによれば、刑罰の目的は犯罪の抑止と賠償の実現である。後者の賠償の実現とは、犯罪を原因とする当座の危険を強制的に除去し、それによって、被害者から加害者への損害賠償請求を可能にすることを意味している。われわれは犯罪によって生じた危険を強制的に除去することを刑罰とは呼ばないであろうから、この点において、ロックの刑罰概念は、通常の刑罰概念とは異なっているということになる。

ロックの刑罰概念はたしかに特異ではあるが、しかしそれは、犯罪被害者に対する損害賠償の重視という点で、犯罪被害者の救済

を重視する近年の傾向と親和的である。また、ロックは犯罪者を危険な害獣と見なす一方で、被害者と加害者の間に契約が成立することで戦争状態は解消するとも述べている。この箇所は、加害者と被害者の和解の可能性を示唆するものと解しうる。だとするならば、ロックの刑罰論は、近年盛んに論じられる修復的司法のアイデアとも遠く呼応していると解釈しうると本研究は考える。

「3. 研究の方法」に記した(3)の問題について。この問題に関連して、本研究では、ロックにおける道徳的義務の本性と根拠について考察した。なぜわれわれは道徳が命じることを行わなくてはならないのか？ この問いに対して、神学的主意主義をとるロックは「それが神の意志であるから」と答える。

一般に、神学的主意主義は、神の善性を前提としている。よって、ロックの道徳的義務論に関して、神の善性に保証を与えうることが、その成否を決することになる。ロックは著作の中でたびたび神の善性に言及してはいるが、しかし、それを論証によって示そうとはしなかった。この点をロックの道徳的義務論の欠陥と見なすことは可能であろう。ロックによる道徳的義務の説明は、たしかに十全とは言いがたい。しかし、だからといって、ロックの道徳的義務論が全く無価値であるとはいえない。というのも、見方を変えるならば、ロックが道徳性の基礎である神の善性を示しえなかったという、まさにそのことが、却って道徳や道徳的義務がもつある側面を照らしているように思われるからである。

われわれは、神を含む他者一般の善性を確実に知ることはできないし、他者への疑いを全く除去することもできない。それでもわれわれは、自らが道徳に従うとき、あるいは、他者に対して道徳に訴えるとき、たとえ無意識であるにせよ、他者の善性を信じ、他者の善性に訴えているのではないだろうか。他者の善性を全く信じえないところに道徳は成立しえないはずである。道徳的義務に含まれる「他者の善性への信頼」の契機が、ロックの道徳的義務論の「欠陥」をつうじて、却って浮かび上がってくるように思われるのである。

研究代表者は、上記の本研究の成果とそれ以前の研究の成果をまとめ、著書のかたちで発表することを当初構想していたのだが、本研究期間内にそれを果たすことができなかった。今後、なるべく速やかに実現するように努めたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 3 件)

今村健一郎、ヘーゲルの刑罰論、査読有、

愛知教育大学研究報告(人文・社会科学編) 第 66 輯、2017、pp. 49-61、<https://aue.repo.nii.ac.jp/>

今村健一郎、ロックにおける道徳的義務の本性と根拠について、査読有、愛知教育大学研究報告(人文・社会科学編) 第 65 輯、2016、pp. 85-99、<https://aue.repo.nii.ac.jp/>

今村健一郎、運命論、哲学研究論集、査読無、第 7 巻、2013、pp. 38-49

[学会発表](計 2 件)

今村健一郎、いかにして国際秩序を維持しつつ正義を実現するか?、哲学会第 54 回研究発表大会ワークショップ「正義と所有」、2015 年 10 月 31 日、東京大学(東京都・文京区)

今村健一郎、ヒュームの刑罰論、ヒューム研究学会、2014 年 8 月 29 日、国際基督教大学(東京都・三鷹市)

[図書](計 1 件)

仲正昌樹編・今村健一郎 他著、お茶の水書房、「法」における「主体」の問題、2013、pp. 139-162

[産業財産権]

6. 研究組織

(1) 研究代表者

今村 健一郎 (IMAMURA, Kenichiro)

愛知教育大学・教育学部・講師

研究者番号: 50600110